

## 診療所開設許可申請書 添付書類・留意事項

提出部数 1部

※診療所控えが必要な場合は、あらかじめ控えの分を用意してください。

## 添付書類

※開設許可申請にあたっては、手数料18,000円を静岡県収入証紙で納付してください（現金での納付はできませんのでご了承ください）。

- 1 敷地の平面図、敷地周囲の見取図（診療所への案内図）
- 2 公図の写し及び土地登記簿謄本（原本・発行から6か月以内）
- 3 建物の平面図（各室の用途を明示したもの）（新築の場合は、建築確認済証の写し）  
※ 防火上必要な設備の状況（申請書に記載した防火扉・火災報知器等）、消火用の機械又は器具の状況（申請書に記載したスプリンクラー・消火器等）、消毒施設の構造及び消毒方法（申請書に記載したオートクレーブ、紫外線殺菌器等）について図面上に設置場所を記載してください。
- 4 建物登記簿謄本（原本・発行から6か月以内）
- 5 医師、歯科医師、薬剤師、看護師（准看護師含む）、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、歯科衛生士などの医療従事者で資格の免許を必要とする者の免許証の写し（臨床研修修了登録証の発行されている医師又は歯科医師については、免許証の写しに併せて臨床研修修了登録証の写し）及び履歴書  
※免許証の写しに開設者による原本証明をしてください。  
※管理者については運転免許証の写しも添付してください。
- 6 従事者名簿：事務職員についても記載してください。
- 7 法人の定款・寄附行為又は条例の写し及び法人登記簿謄本（原本・発行から6か月以内）  
※定款は袋とじをして割印を押し、原本証明をしてください。
- 8 《土地・建物を賃貸借するとき》賃貸借契約書の写し
- 9 管理者の運転免許証等本人確認書類

## 留意事項

- 1 3人以上の医師が常勤で勤務する場合は、必ず専属（常勤）の薬剤師を置いてください。

- 2 許可を受けて診療を開始した日から10日以内に開設届を提出してください。
- 3 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の写しを提出してください。

問い合わせ先

静岡県東部保健所 地域医療課

〒411-8543 沼津市高島本町1-3

電話 055-920-2076